

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○ふ化業者の登録 (畜産振興課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
公 告	
○令和4年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	3
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	4
高知県警察本部告示	
◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正	5

規 則

高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第34号

高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県農業協同組合法施行細則 (平成7年高知県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第10号」を「第7号」に改め、同条第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 登記令第2条第1項の規定による設立の登記を完了したとき。
- (2) 登記令第3条第1項の規定による変更の登記を完了した

- とき。
- (3) 登記令第7条の規定による解散の登記を完了したとき。
- (4) 登記令第8条第1項の規定による合併等の登記 (同条第2項において準用する同条第1項の規定による同条第2項に規定する承継をする場合の登記を含む。)を完了したとき。
- (5) 登記令第10条の規定による清算終了の登記を完了したとき。
- (6) 登記令第14条第1項から第3項までの規定による登記 (登記令第29条第1項又は第3項において準用する登記令第14条第2項及び第3項の規定による登記を含む。)を完了したとき。

第15条第7号及び第8号を削り、同条第9号中「第26条第4項」を「第29条第2項」に、「登記を」を「登記 (同条第3項において準用する商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第76条及び第78条第1項の規定による登記を含む。)を」に改め、同条第7号とし、同条第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号を第9号とする。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第35号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則 (昭和39年高知県規則第12号) の一部を次のように改正する。

- 第19条第5項中「押印の上」を削る。
- 別記第1号様式備考及び別記第1号様式の2備考2中「押印するものとし」を「署名又は押印をするものとし」に、「押印を」を「署名又は押印を」に改める。
- 別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第18条関係)

年 月 日

契約担当者 様

住所
氏名 ㊟

入札書

入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。

金額							
契約件名又は対象							
内 訳	品名	規格	品質	数量	単価	金額	備考
					円	円	

※郵便による入札において、押印を省略する場合に記入してください。

責任者氏名 担当者氏名 連絡先 (電話番号)

- 備考 1 契約の種類により「内訳」欄が不用の場合は、記入する必要はありません。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
- 3 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
- 5 入札者又は代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。ただし、郵便による入札においては、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先 (電話番号) を記入することにより、押印を省略することができます。

別記第3号様式備考を次のように改める。

備考 1 この様式は、請負契約に係る検査調書の様式とする。

2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。

別記第4号様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第615号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
 室戸市立室戸診療所 室戸市領家85番地 令4・6・1
 療所
 調剤薬局れお 室戸市領家88-1 " " "

高知県告示第616号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 登録番号
2022-001号
- 2 登録年月日
令和4年7月1日
- 3 名称及び住所
高知県土佐ジロー協会
高知市若松町1-7
- 4 ふ化場の名称及び所在地
土佐ジロー円行寺鯉卵施設
高知市円行寺1773-123

高知県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月1日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡的淵字宮ノ上159番から 高知市鏡的淵字土居230番1まで	前	12.4 }	138
		25.9	
	後	17.6 }	140

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、令和4年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和4年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
(1) 禁錮以上の刑に処せられた者
(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時
令和4年9月11日（日）午前10時から
- 5 試験場所
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

- 6 受験手続
 - (1) 受験申請書類
ア 受験申請書
イ 履歴書
ウ 受験資格を証する書類の写し
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）
 - (2) 受験申請書類の提出期間
令和4年8月1日（月）から同月12日（金）まで
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和4年8月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 - (3) 受験申請書類の提出先
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
 - (4) 受験手数料
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。
 - (5) 受験票
受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。
- 7 合否判定の基準
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 8 合格発表
令和4年9月30日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。
また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。
 - (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。
 - (3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
第10条第3項中「押印の上」を削る。
別記第1号様式備考及び別記第1号様式の2備考2中「押印するものとし」を「署名又は押印をするものとし」に、「押印を」を「署名又は押印を」に改める。
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第10条関係）

	年 月 日																																										
契約担当者 様																																											
住所 氏名	Ⓜ																																										
<u>入札書</u>																																											
入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。																																											
金額																																											
契約件名又は対象																																											
内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">品名</th> <th style="width: 10%;">規格</th> <th style="width: 10%;">品質</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">単価</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	品質	数量	単価	金額	備考					円	円																													
品名	規格	品質	数量	単価	金額	備考																																					
				円	円																																						
※郵便による入札において、押印を省略する場合に記入してください。																																											
責任者氏名 担当者氏名 連絡先（電話番号）																																											

- 備考 1 契約の種類により「内訳」欄が不用の場合は、記入する必要はありません。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
- 3 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
- 5 入札者又は代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。ただし、郵便による入札においては、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記入することにより、押印を省略することができます。

- 別記第3号様式備考を次のように改める。
- 備考 1 この様式は、請負契約に係る検査調書の様式とする。
- 2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。
- 別記第4号様式中「検査しました」を「検査しましたので、提出します」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。
- 2 検査職員が署名したときは、押印を省略することができる。
- 附 則**
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
数井 裕光	国立大学法人 高知大学医学 部附属病院	南国市岡豊町小 蓮185番地1	令和4年7月 1日

- 2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
赤松 正規	国立大学法人 高知大学医学 部附属病院	南国市岡豊町小 蓮185番地1	令和4年7月 1日

警 察 本 部 告 示

高知県警察本部告示第1号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和37年4月高知県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

高知県警察本部長 熊坂 隆

第2条第1項中「第2条に規定する」を「第2条の規定により県が給付の責任を負う」に、「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

第3条第1項中「に規定する」を「の規定により県が給付の責任を負う」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定により県が給付の責任を負う」に、「、第12条の2第1項」を「若しくは第12条の2第1項」に、「又は」を「又は条例第3条の規定により例によることとなる」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定により県が給付の責任を負う」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第6条第1項ただし書」に改める。

第6条第3項第2号中「第281条第1項に規定する特別区及び同法第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては、」を「第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては区長又は総合区長、同法第281条第1項に規定する特別区にあつては」に改める。

第10条第2項中「当該年金証書と引換えに」を削り、同条第3項中「亡失の」を「亡失又は損傷の」に改め、「又は損傷した年金証書」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第14条第2項第5号及び第15条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第21条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。